

会 議 の 要 旨

会議の名称	第 17 回川越市介護保険事業計画等審議会
開催日時	平成 30 年 1 月 29 日（月） 午後 1 時 30 分 開会 ・ 午後 2 時 45 分 閉会
開催場所	川越市保健所大会議室（2 階）
議長氏名	会長 齊藤 正身
出席委員氏名	栗原委員、岸委員、小高委員、伊藤委員、桐野委員、今野委員、宮山委員、萩原委員、橋本委員、荻野委員、小林（勝）委員、芝波田委員、船津委員、米原委員、原委員、小林（宣）委員、矢代委員、横田委員、若海委員
欠席委員氏名	藤林委員、長峰委員
事務局職員氏名	関根福祉部長 健康づくり支援課：嶋崎課長、佐藤副主任 高齢者いきがい課：瀧名課長、宮下副課長、真坂主任 介護保険課：小高副部長、今井副課長、鍛冶副主任 地域包括ケア推進課：福原参事、三佐崎副課長、佐藤主幹、福島副主任 門倉主査
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告 （1） 第 16 回川越市介護保険事業計画等審議会について 4 議事 （1） パブリック・コメントの結果について （2） すこやかプラン・川越（原案）について （3） 答申（案）について 5 その他 6 閉会
配布資料	1 次第 2 第 16 回川越市介護保険事業計画等審議会議事録…資料 1 3 パブリック・コメントの結果について…資料 2 4 すこやかプラン・川越（原案）について…資料 3 5 答申（案）について…資料 4-1、4-2、4-3

議事の経過

1 開会

2 挨拶

会長による開会の挨拶

3 報告

- (1) 第16回川越市介護保険事業計画等審議会について
事務局より、資料1を用いて報告

4 議事

- (1) パブリック・コメントの結果について
事務局より、資料2を用いて説明

(会長)

意見についてひとつひとつ見ていくということで進めさせていただく。

1番目の意見についてであるが、これは法律で定められていることだということを知りやすく説明するということになると思うが、それでよろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

2番目の意見であるが、年度ごとに評価を実施するというのが、計画書に明示してあったか。

(事務局)

第6章の2、計画の推進体制の中で、PDCAサイクルの考え方に基づき年1回、各施策について点検や評価を行う旨を記載している。

(会長)

それであれば、回答もそのようにした方がよいだろう。

(事務局)

そのようにさせていただく。

(会長)

3番目の意見は、介護予防・日常生活支援総合事業の推進の生活支援コーディネーターについてだが、この意見についてはどうか。

生活支援体制整備の第3層の考え方がわかるように、もう少し書き加えた方がよいだろう。意見がなければそれでよろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

続いて、4番目の意見は、障害福祉担当課と連携してほしいとの意見だが、これに対しての回答は連携を図っているということだが、意見のあったようなケースが出てきたときには連携を図っているという回答になるのだろうか。これでよろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

5番目は、徘徊高齢者を徘徊高齢者等に直してもらいたいとの意見で、回答では等は付けずに変更なしということである。確かに、等を付けてしまうと範囲が広がりすぎてしまうということもあると思うが、いかがか。

(委員)

若年性認知症の詳細について勉強不足なのだが、この若年性認知症の方が徘徊を行なってしまうような事例はあるのだろうか。

(会長)

そういった事例はある。

(委員)

若年性認知症の方が徘徊を行なってしまうことが川越市であるのであれば、原則65歳以上を対象としているというのはあるが、今後検討するなどの文言を付け足してはどうだろうか。実際、ヘルプカードだけでいいのかといったこともあると思うので、検討するといった文言を入れてもらいたいと考えるが、いかがか。

(会長)

高次脳機能障害については難しく、例えば、第2号被保険者であっても交通事故を起因とした高次脳機能障害では介護保険の対応にならない。その辺のことも加味して考えなけれ

ばいけないので、言い回しが少し難しい部分もあるが、委員から意見のあった部分も入れられたらいいと思うが、どうだろうか。

(事務局)

徘徊高齢者家族支援サービス事業については、原則65歳以上を対象としているが、要介護認定を受けた方で要件を満たした方ということで、実際に64歳の若年性認知症の方で、要介護認定を受けており、徘徊で困っているということでケアマネジャーを通じて申請があった。この方については申請を受け付けて、この事業の対象者としてサービス利用している。よって、原則の65歳未満の方であってもサービスの対象者としていることもあることから、このような回答となった。

(会長)

そうすると、4番目の意見の回答として、障害者福祉課と連携を図っているとあるが、こちらにもこういった場合には障害者福祉課とも連携を図っているというような内容を加えた方がよいのではないか。

(委員)

直接関係ないが、事務局からケアマネジャーを通じて64歳の方からの申請があり、対応しているとの説明があったが、若年性認知症だと60歳にならないくらいの方から、最近では遺伝性で40代から発症する方もいるなどとクローズアップされている。せっかく対応してもらえるということだが、事業を知らないと利用に結び付かないと思うが、周知の方はどうなのか。

(会長)

パブリック・コメントの回答ということではなく、計画書のどこかにそういった部分を入れた方がよいということか。

(委員)

かたちにはこだわらないが、どこかで周知していかないと事業を使いこなせない。若年性の方のほうが、より困っている方が多いのではないかと思うので、この事業を何らかのかたちで関係されている方に周知できたほうがよりよいのではないかと考える。

(事務局)

事業周知については、ケアマネジャーが行う研修会に職員が出向き、川越市の認知症施策ということで説明を行ったり、各地域包括支援センターで行うケアマネ情報交換会などでも事業周知を行なっている。

(会長)

原案の78ページに、若年性認知症も含んだ認知症についての理解を促進するため、市民や民間企業等へ周知啓発を図ると記載してある。

(委員)

広がればよいと考える。

(会長)

5番目の意見に対する回答としては、文言をわかりやすく整理して、どこにどう相談に行けばよいかぐらいの内容まで盛り込んでもらえればよいと思うが、よろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

6番目の意見についてだが、事務局が作成した回答案は違うと考える。案では、介護保険施設のほか、公民館や自治会館等で実施とあるが、この部分は逆ではないか。公民館や自治会館などを中心に行い、そのほか介護保険施設でも実施しているということではないか。

(委員)

会長の指摘のとおり逆である。

(会長)

できるだけ公民館や自治会館、市民センターなどを使って実施しようということで事業が始まっていると思うので、この答え方は間違っていると思う。

(事務局)

今現在のオレンジカフェの開催場所としては、市民センター、公民館、自治会館というものと、介護保険施設で数字的には同じくらいになってきている。

(会長)

今現在のそういった状況は把握しているが、事業を始めたのはそこから始めたのではないか。市民からの意見に対しては、初めからそこを意識して事業を始めているということきちんと伝えた方がよいのではないか。逆だと思うので変えるように。そういうことから始まって、厚生労働省のホームページに掲載されているのだから、今更介護保険施設のほかという言い方はおかしい。介護保険の施設を中心に考えているのではなく、できるだけ地域ごとの公的な場を利用してやっていこうというのが筋であるので、その部分を逆に理解してもらいたくないし、事業を行なう地域包括支援センターにはできるだけそういう場所を使っ

て今後も続けていってもらえれば、地域の人達も理解してくれるのではないか。介護保険施設で実施するのは、そこしかない時に行うものであって、できるだけ地域の公共の場で実施するというを前提としていくべきだと考える。是非そうしてもらいたい。

(事務局)

そうさせていただきます。

(会長)

結果的に市民の方に理解がちゃんとされていないというようにならないようにしてもらいたい。オレンジカフェは川越方式で全国的に広まっているので、このスタイルは継続していってもらいたい。施設で実施するのは簡単だが、あえて公的な場でやっていくということに意味があるので、ぜひそれは心掛けていってもらいたい。そういったことでよろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

7番目は見守り声掛けについてだが、意見はあるか。

(委員)

現在も、見守り声掛けなどは行われており、川越市社会福祉協議会なども取り組んでいる。ときも見守りネットワークの事業者も増えている。

(会長)

現在、見守り声掛けを行なっているということについて、回答の中でちゃんと書いた方がよいだろう。

(委員)

事務局の回答案の中で、ときも見守りネットワークの協力事業者数と書いてあり、これは福祉推進課で地域福祉計画を所管している。要援護高齢者支援ネットワーク会議の時に、ときも見守りネットワーク協力事業者は第1段階のものであって、さらに地域に根ざして、よりきめ細かいネットワークを構築していくという回答を市がしていた。地域福祉計画との関連についての書き込みが加わると納得されるかなと思うが、いかがだろうか。

(会長)

委員の意見を踏まえ、具体的な例を挙げるということと、地域福祉計画との関連性を加味してもらえればと思う。

(事務局)

福祉推進課を交えて検討させていただく。

(会長)

それでよろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

続いて8番目について意見はあるか。これから検討となることから、具体的に文言として書きにくいということだろうか。そうすると、現段階では本計画への具体的な目標設定をすることは難しいと回答した方が丁寧だと思う。それでよろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

9番目の意見については、条例によって今後決定されることなので、そちらに委ねるということになる。よろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

パブリック・コメントは以上である。このパブリック・コメントの答え方としては、できるだけ丁寧にわかりやすくということを中心掛けるようにしてもらいたい。一生懸命出していたコメントなので、内容も重要だが、真摯にお答えするような姿勢をとってもらえればと思う。

(2) すこやかプラン・川越（原案）について

事務局より、資料3を用いて説明

(会長)

資料編を中心に説明があったが、このかたちで進めていくということによいか。何か意見はあるか。

一つ意見があるのだが、147ページと150ページで、必要だと思う支援・サービス、

利用したい支援・サービスについて聞いているが、149ページ、152ページの圏域ごとの回答内訳では、必要だと思うサービス、利用したいサービスとなっている。サービスだとどうしても公的なイメージが強くなる。支援なら自助・互助が強くなると思うがどうだろうか。

(事務局)

アンケートでは、必要だと思う支援・サービス、利用したいと思う支援・サービスについて質問している。表題に支援が抜けてしまっているのので、支援・サービスに訂正させていただく。

(会長)

もう一つ意見がある。172ページ以降で介護保険サービスの現状ということで、サービス事業者の一覧が掲載されている。例えば老人ホームとか、認可が下りていてももうすぐ出来上がるといったようなものがあれば、予定として掲載しなくてよいのか。

(事務局)

有料老人ホームなどについては、市のホームページで毎月更新をして、予定の施設についても公表している。こちらの計画書については、ある時点での現状ということで掲載している。

(会長)

3年に一度の計画なので、点だけで見るとちょっと片手落ちかなと思う。もうすでに認可されていて、やることが分かっているものがあれば予定ぐらいに掲載してもよいのではないかと思ったのだが、どうだろうか。地域に住んでいる人がこの計画書を見た時に、ここに見える予定があるんだということを理解できているかどうかは大きいかなと思う。

(事務局)

事業所の指定については、日々動いていることから、どこかでは切るようなのだが、今ここにある資料は10月1日時点で切ってしまうので、3月1日というところで、その時点で指定されていれば加えるということで調整していきたいと考える。

(委員)

この最初の部分に、最新の情報は市のホームページをご覧くださいなどの一文を入れておけば、2年後に見た人もこれしかないのではなくて、それ以降の状況はホームページをみればわかるんだということになるので、そのようなことが示されていればよいのではないかなと思う。

(事務局)

何月何日時点です。最新の情報についてはということで触れさせてもらいたいと考える。

(委員)

170ページに東後楽会館と西後楽会館が掲載されているが、ここに注釈などを入れる予定はないのか。3年間と考えると、休止の時期などいろいろあると思う。これもホームページを見ればわかるのだろうが、ご高齢の方はホームページになかなかアクセスできないということもあると思うので、もしよければ検討していただければと思う。

(副会長)

先ほどの事業者一覧についてだが、特別養護老人ホームについてはいつも議論になるのだが、着工ベースとオープンベースがある。確かに自由な開業であればいろいろと問題はあるが、補助金が決定しているものなので、そういうものについては、注釈を入れるにしても、総量を把握するために、着工ベースで数値を入れておくのも一つの考え方ではないかなと思う。

(事務局)

後楽会館の関係については、前回の第15回審議会において審議いただいた第5章の120ページで施設福祉サービスの見込量というものがある、そちらで平成30年度は3施設、平成31年度は2施設、平成32年度についても2施設ということで記載している。このように、老人福祉センターが平成31年度から1つ減になるのは計画値の中で示している。今回の資料編については、ある時点においては3施設存在していることから、そのままの記載としたいと考える。

特別養護老人ホームについては、建設自体は進んでいるが、ここに掲載する場合には、仮称というかたちでの掲載となる可能性がある。法人の手続きが終わって名称が確定してというところまで行っていればとは思いますが、まだ指定もされていないという状況だと仮称での掲載となってしまいます。

(会長)

この計画書を見る方というのは、サービスを使いたいだとか、興味があったり、切実な思いで見方もいらっしゃると思うので、できるだけ丁寧にわかりやすくしてもらいたいと思う。

(委員)

一番後ろの用語解説について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などは市民の方はわからないと思う。特別養護老人ホームなどは記載されているが、定期巡回などは記載されていない。今後整備を進めていく業態だと思うので、これらのサービスも用語解説に入れてもらった方が市民の方がわかると思うが、いかがか。

(会長)

市民に限らず、サービス提供者側もよくわからないこともあることから、川越市で提供しているサービスについては用語解説の中に全部いれてもらいたい。よろしいか。

(事務局)

工夫させていただく。

(委員)

172ページ以降の事業者一覧には電話番号が掲載されていない。これは紙面の都合なのか、それとも載せない理由があるのか。

(事務局)

計画書の資料編であるので、連絡先一覧表というようなものとは目的が異なる。

(会長)

市の方では、事業者の一覧はあると思うが。

(事務局)

別のかたちで、事業者の一覧は作成している。

(会長)

他に意見はないか。意見がなければ、今出てきた意見等を踏まえて整理してもらってということよろしいか。

(全委員)

はい。

(3) 答申(案)について

事務局より、資料4-1、4-2、4-3を用いて説明

(会長)

答申案は出来るだけコンパクトに簡略して要点だけまとめさせてもらったが、いかがか。よろしいか。

(委員)

この間、計画に際して議論を行なってきたが、この第7期における介護保険制度について、先ほどのパブリック・コメントでもあったような負担増の部分とか、財政的インセンティブ、この辺の国の法改正について、私としてはこの部分は了承し兼ねるので、できればこの中に一部そうした意見もあったということで、概ね適当であるというような意見を入れさせていただきたいと思う。すべてに関してこの計画について了承しているということではないので、お願いしたい。

(事務局)

今のご意見は答申案4行目の、適当であるという結論を得たというところの文言についての指摘だろうか。

(委員)

はい。

(会長)

概ねということではどうなのか。

(委員)

反対まではいかないが、一部計画について了承し兼ねるという意見があったというのをに入れていただければ一番良いが、もしそれがだめなのであれば、概ね適当であるということで、すべてを了承したということではないので、そのところがわかるように答申していただければと思う。

(会長)

今初めてお聞きした意見であるので、途中でそういった意見を言われて、ここは了承し兼ねることが出てきていけば何となく納得できるが、この最後の場面になって了承し兼ねると言われても、今まで何で言われなかったということになるので、ご意見は承ったというかたちで、概ねという言い方ではどうだろうか。川越市として立てたものが国や県の方針に従って立てているということに対して、納得がいかないというのは理解ができないわけではないので、それはそれで結構だが、この計画をこのように立てるということに関してはご了解をいただけたということ、了解しないと言われてしまうと、一部しないところもあるということになり、その一部はどこだということになるので、概ねということではどうだろうか。

(委員)

前回、第6期の時も利用料や保険料などについて同様の意見があったので、それについては、記録として残した。答申は最終的に市長にあげるなので、概ねでというのものもあるが、私は

概ねはいらないと思う。最終的にはいろいろ議論して一部反対はあったけれど、審議会全体としてはこういう意見ということなので、私としては修正せずこのままでよいと思うが、そういう意見があるのであれば概ねぐらいかなと思う。

(会長)

全会一致とは書いていない。

(委員)

前はそういう意見が出たということを議事録に残した。文案はこのまま通したと記憶している。概ねは入れずにこのとおりでよいと思う。議事録に残すというかたちでご了解いただければよろしいのではないか。

(会長)

その意見に対してはどうか。議事録の方に今のご意見をちゃんとしたかたちで残して、答申書に関してはこの文書のままでいかせていただくということでご了解いただけるか。

(委員)

はい。

(会長)

おそらくいろいろのご意見があって、もっと具体的に書いた方がよいと思う部分もあったり、言い回しの問題などあると思うが、こうしたかたちで答申を出すということでご了解いただけるか。

(全委員)

はい。

5 その他

(事務局)

次回の審議会は、2月9日の金曜日、午後3時から市役所本庁舎7階の第5委員会室で開催する。なお、審議会終了後、4時から市長へ答申を行う予定である。出席可能であれば、皆さんで直接市長へ答申書を提出したいと考えているので、都合のつく方はご出席いただければと思う。

6 閉会